

生活困窮者自立支援制度 の現状と課題について

現状・課題

(生活困窮者を取り巻く状況)

- 生活困窮者を取り巻く様々な状況として、以下のようなものが挙げられる。

<世帯構成等について>

- 世帯構成については、単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯の増加が今後とも予想され、特に単身世帯は、2015年現在で3割を超える約1,800万世帯となっており、2035年には約4割に達する見込み
- また、50歳時の未婚割合(生涯未婚率)についても、近年上昇を続けており、2030年には男性の約3割、女性の約2割となる見込み

<生活保護受給者・世帯について>

- 生活保護受給者については、平成29年6月時点で約213万人と、平成27年3月をピークに減少
- 生活保護受給世帯については、平成29年6月時点で約164万世帯であり、高齢者世帯の増加により世帯数が増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向

<相対的貧困率>

- 相対的貧困率については、近年緩やかに上昇していたものの、国民生活基礎調査では15.6%(平成27年)、全国消費実態調査では9.9%(平成26年)と低下した。
- また、子どもの貧困率についても、近年緩やかに上昇していたものの、国民生活基礎調査では13.9%(平成27年)、全国消費実態調査では7.9%(平成26年)と低下した。
- ジニ係数については、当初所得のジニ係数は高齢化等により拡大傾向にあるものの、社会保障・税による再分配後のジニ係数は、近年横ばいとなっていることから、再分配の効果があることが認められる。

現状・課題

＜生活困窮者自立支援の対象となり得る者＞

- 生活困窮者自立支援の対象となり得る者として、福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は約30万人(平成29年)、ホームレスは約6,000人(平成29年度)、経済・生活問題を原因とする自殺者は約4,000人(平成28年)、離職期間1年以上の長期失業者は約76万人、ひきこもり状態にある人は約18万人(平成28年・内閣府推計)、スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子どもは約6万人(平成27年)のほか、税や各種料金の滞納者、多重債務者、様々な要因が複合して生活に困窮している高齢者や高齢期に至る前の中高齢層が挙げられる。

(生活困窮者自立支援法について)

- 生活困窮者自立支援法については、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な支援を行う制度として、平成27年4月に施行され、その施行により、これまで支援につながってこなかったり、縦割りの各福祉制度の中で対応されてきた「生活困窮者」の実像が、まとまりをもった存在として明らかになってきている。
- 新規相談者の状況としては、全体の6割が男性であり、特に40～50代の就労していない男性で全体の約2割を占めているが、就労している人が全体の約3割、65歳以上の人全体の約2割、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占めている状況。
- このように、法施行により、就労や家族の問題でつまづいた現役世代、生活困窮家庭の子ども、高齢の生活困窮者等の存在が明らかになってきている。
- また、そうした生活困窮者又は世帯の抱える課題は、経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱えている人が新規相談者のうち半数を超えるような状況。

現状・課題

(生活困窮者自立支援法の施行状況)

- 法の施行状況としては、平成27年4月施行後の2年間で、新規相談者は約45万人、自立支援計画の作成による継続的な支援を行った人は約12万人となっている。
- また、そうした継続的な支援を行った人について、平成28年5月の新規相談者の支援当初約7ヶ月(初回チェック時から第3回目まで)でのステップアップの状況をみると、「①意欲・関係性・参加に関する状況」、「②経済的困窮の改善に関する状況」、「③就労に関する状況」のいずれかでステップアップしている人の割合が65.2%となっており、それぞれの課題を着実に乗り越え、ステップアップが図られている状況が見られる。
- さらに、その先の就労や増収といった段階に至った人についても、施行後2年間で自立支援計画の作成により継続的に支援した人のうち、就労・増収したものは約6万人に達しており、生活困窮の深刻化を予防する効果が着実に現れてきている。
- また、地域づくりの観点から、創意工夫のある取組も始まっている。例えば、「入口」からの地域づくりとして、自ら自立相談支援機関に相談できない人も含め、必要とする人に対する支援を届けるため、地域の関係機関が個別訪問してその潜在的支援ニーズを把握する取組が始まっており、把握したニーズを自立相談支援機関に結びつけている。また、「出口」の地域づくりとして、商店街や企業との連携による地域活性化、農林水産業、観光業等と結びついた人材不足の解消、都道府県域を超えた自治体間の連携による広域的な地域課題の解決等の取組が実践されている。

現状・課題

(生活困窮者自立支援制度の課題)

- こうした支援の効果が現れてきている一方で、次のような課題が見られる。
- 新たに相談につながった45万人のほかにもまだ生活に困窮している人は少なからずいると考えられ、今後、適切に自立相談支援につなげていく必要がある。
- 生活困窮者の自立支援に当たっては、地域に互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくりを行うことが必要であるが、まだ試行錯誤している自治体も多い。
- 生活困窮者の自立を支える就労準備支援や家計相談支援について、十分な支援が行えていない自治体が存在する可能性があるとともに、生活困窮者が抱える家賃負担や連帯保証人、緊急連絡先の確保等の「住まい」を巡る課題が明らかになってきている。
- 特に、貧困の連鎖を防ぎ子どもの将来に向けた自立を支援することや、高齢の生活困窮者の生活をしっかり支えることが社会的課題となっている。
- こうした中で、誰に対しても、包括的な自立支援を的確に行える支援体系の構築状況は地域ごとにばらつきが生じている。
- 地域共生社会の実現に向け、複合課題、制度の狭間、自ら支援を求めることが難しい人を支援につなげ、「支えられる側」が「支える側」にもなり、様々な地域資源とつながり循環し地域づくりにつなげていく取組が進められる中で、対象者の属性にかかわらず生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援し、地域づくりを目指すべき目標として掲げているこの制度は、地域共生社会の実現に向けた中核的な仕組みとなる可能性がある。
- こうした課題や制度の創設趣旨を踏まえ、真に必要とされる支援の充実を図っていく必要がある。⁴